

平成30年8月

組合員、利用者 各位

広島市農業協同組合

「平成30年7月豪雨」被害に伴う義援金詐欺や家屋の修繕に係る 不審な業者によるセールス等にご注意ください！

「平成30年7月豪雨」により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびの大雨土砂災害に関して、今後、義援金名目の詐欺や家屋の修繕に係る不審な業者によるセールス等が行われる懸念がありますので、ご注意ください。

記

1. 義援金名目の詐欺について

(1) 手 口

- 自治体やそれらしい団体名を名乗って訪問し、募金を募ったり、電話やFAXで募金の振り込みを勧誘する。
- 市町等公的機関の職員を名乗って電話して現金を振り込ませたり、直接訪問して現金をだまし取る など

(2) 善意を悪用されないために

- 実績や収支を明らかにしている信用のおける団体等を選択しましょう。
- 公的機関の職員を名乗った場合は、電話帳に掲載されている電話番号にかけるなどして確認しましょう。
- 相手の言葉を鵜呑みにせず、見ず知らずの個人や団体の募金については特に注意しましょう。

2. 家屋の修繕に係る不審な業者によるセールス等について

(1) 手 口

- 突然、見ず知らずのリフォーム等の業者を名乗る者が訪問し、強引に見積書を作成し、契約を迫る。
- 組合員や利用者のお宅へ電話や訪問により、JA共済の加入状況を聞き、その後、「共済金の支払い請求手続は当方で行う」として、家屋等の修繕を勧める。 など

(2) トラブルに巻き込まれないために

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話を鵜呑みにしないようにしましょう。
- その場で契約しないようにしましょう。
- 契約するときは契約書の内容をしっかりと確認しましょう。
- JA共済での修理をもちかけてくる業者との契約は避けましょう。

なお、JA広島市が提携する業者が、組合員や利用者のお宅へ電話や単独で訪問して、JA共済の加入状況等について聞き取りを行うことはありません。

もし、電話や訪問などで、JA共済の加入状況についての聞き取りなど、不審な事案があったときは、回答せず、最寄りの支店へご相談ください。

3. トラブルになった場合の対応について

訪問販売における「クーリング・オフ」制度の利用は、8日以内です。

トラブルになった場合は、早急に、最寄りの消費生活センター等に相談してください。

①広島県生活センター

広島市中区基町10-52

電話：082-223-6111

相談時間：9:00~17:00

※面談を希望の場合は、事前に電話で確認してください。

相談日：月曜日~金曜日（祝日と年末年始を除く）

②広島市消費生活センター

広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階

電話：082-225-3300

相談時間：10:00~19:00

相談日：火曜日を除く毎日（年末年始を除く）

③府中町消費生活相談コーナー

安芸郡府中町大通3-5-1 府中町役場4階 生活環境部町民生活課

電話：082-286-3128

相談時間：9:00~16:00 ※12:00~13:00は昼休み

相談日：月曜日~金曜日（祝日と年末年始を除く）

④安芸太田町消費生活相談所

山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町役場東館1階

電話：0828-28-1973

相談時間：9:00~16:00 ※12:30~13:30は昼休み

相談日：月曜日~金曜日（祝日と年末年始を除く）

⑤北広島町消費生活相談室

山県郡北広島町有田495番地1 北広島町人権・生活総合相談センター1階

電話：0826-72-5571

相談時間：10:00~12:00、13:00~16:00

相談日：毎週、月曜日と木曜日（祝日と年末年始を除く）

⑥安芸高田市消費生活相談窓口

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話：0826-42-5625

相談時間：9:30~12:00、13:00~16:30

相談日：毎週、月曜日と金曜日（祝日と年末年始を除く）

（注）各地消費生活センター窓口で相談できるのは、在住の方が原則となっております。